特定非営利活動法人 里山バイオマスネットワーク
定　　款

第１章　総　則

（名　称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人 里山バイオマスネットワークと称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を島根県松江市岡本町1086番地に置く。

（目　的）

第３条　この法人は、地域住民に対して、身近な里山の整備とそこから生まれるバイオマス資源の循環利用を率先実行し、広く呼びかけ、取組みを定着化させることによって、地球温暖化防止に貢献し、明日を担う子供たちに明るい未来を引き継ぐための環境づくりに寄与することを目的とする。

（活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）社会教育の推進を図る活動
（２）まちづくりの推進を図る活動
（３）環境の保全を図る活動
（４）子どもの健全育成を図る活動
（５）経済活動の活性化を図る活動
（６）職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
（７）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（活動に係る事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

（１）バイオマス資源利活用の普及啓発事業
（２）バイオマス資源利活用に係る調査研究事業
（３）バイオマス関連商品の開発及び販売事業
（４）里山再生にむけた活動事業
（５）関連書籍の制作及び出版事業

２　この法人は、その他の事業として、次の事業を行う。

（１）会員の資質向上事業
（２）会員相互の親睦事業
（３）会員の福利厚生事業

３　前項に掲げる事業から生じた収益は、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

第２章　会　員

（会員の種別）

第６条　この法人の会員は、正会員（以下、会員という）及び賛助会員（以下、賛助会員という）の２種とし、会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

２　会員は、この法人の趣旨に賛同して入会し、当法人の運営に参加する個人及び法人・団体とする。

３　賛助会員は、この法人の趣旨に賛同して入会し活動に協力を行い、当法人の運営には参加しない個人及び法人・団体とする。

（会員及び賛助会員の入会）

第７条　会員及び賛助会員（以下、会員等という）の入会については、特に条件を定めない。

２　会員等として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

３　理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

４　理事長は、入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び年会費）

第８条　会員は、入会金と毎年一回の年会費を納入しなければならない。また、賛助会員は毎年一回の年会費を納入しなければならない。

２　入会金と年会費の額は、別に理事会の議決を経て、定めるものとする。

（会員の資格喪失）

第９条　会員等が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

（１）退会届の提出をしたとき。

（２）本人が死亡し、または失そう宣告を受けたとき。

（３）会員及び賛助会員である法人・団体が解散したとき。

（４）継続して２年以上年会費を滞納したとき。

（５）除名されたとき。

（退　会）

第10条　会員等は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除　名）

第11条　会員等が次のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

（１）法令および本会の定款又は規則に違反したとき。

（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（会費等の不返還）

第12条　この法人は、既納の入会金、年会費その他の拠出金品は返還しない。

第３章　役　員

（役員の種別及び定数）

第13条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理　事　　１０名以上　１５名以内

（２）監　事　　２名以上　　３名以内

２　理事のうち１名を理事長、２名以内を副理事長、１名を専務理事とする。

（役員の選任等）

第14条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長、副理事長、専務理事は、理事会において理事の互選とする。

３　法第20条の各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

４　理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

（役員の職務）

第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３　専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を管理する。

４　理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

５　監事は、次に掲げる業務を行う。

（１）理事の業務執行の状況を監査すること。

（２）この法人の財産の状況を監査すること。

（３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（４）前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

（５）理事の業務執行状況又は、この法人の財産状況について、理事に意見を述べること。

（役員の任期）

第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期

間とする。

３　役員は、辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

４　後任役員が選任されていない場合に限り、総会における後任役員の選任までの間、前任役員の任期を伸長する。

（欠員の補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（役員の解任）

第18条　理事が次のいずれかに該当する場合には、理事会において出席理事の３分の２以上の議決により、当該理事を解任することができる。また、監事が次の各号に該当する場合は、総会において出席会員の３分の２以上の議決により、当該監事を解任することができる。ただし、その理事および監事に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

（２）職務上の義務違反や、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（役員の報酬）

第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

３　役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（顧問の設置）

第20条　この法人に顧問を置くことができる。

２　顧問は、学識経験者又はこの法人に功労があった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱をする。

３　顧問は、この法人の運営に関して、理事長の諮問に応え、又は理事長に対して意見を述べる。

４　顧問の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

第４章　総　会

（総会の種別）

第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（総会の構成）

第22条　総会は、会員をもって構成する。

（総会の権能）

第23条　総会は、以下の事項について議決する。

（１）定款の変更
（２）解散
（３）合併
（４）事業計画及び収支予算並びにその変更
（５）事業報告及び収支決算の承認
（６）役員の選任または解任
（７）借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く）
（８）その他、理事会が総会に付すべき事項として決議した事項

（総会の開催）

第24条　通常総会は、毎年１回開催する。

２　臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

（１）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
（２）会員の５分の１以上から、会議の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき。
（３）監事から第15条第5項第4号の規定により招集があったとき。

（総会の招集）

第25条　総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第26条　総会の議長は、理事長がこれにあたる。

（総会の定足数）

第27条　総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第28条　総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第29条　やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合における前2条の規定の適用については、会員は出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第30条　総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）会員の現在員数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

（３）開催目的、審議事項及び議決事項

（４）議事の経過の概要及びその結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名が、署名押印しなければならない。

第５章　理　事　会

（理事会の構成）

第31条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第32条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）役員の職務、報酬

（２）入会金及び年会費の額

（３）事務局の組織及び運営

（４）総会の議決した事項に執行に関する事項

（５）その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第33条　理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

（１）理事長が必要と認めたとき。

（２）理事の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第34条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第2号による請求があったときは、その請求があった日から１４日以内に理事会を召集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第35条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の定足数）

第36条　理事会は理事の過半数以上の出席がなければ議決することができない。

（理事会の議決）

第37条　理事会における議決事項は、第34条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会での表決権等）

第38条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決または、表決委任をすることができる。

３　前項の場合における前2条の規定の適用については、理事は出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の表決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第39条　理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること）

（３）開催目的、審議事項

（４）議事の経過の概要及びその結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名が、署名押印しこれを保存しなければならない。

第６章　資産及び会計

（資産の構成）

第40条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

（１）設立当初の財産目録に記載された資産

（２）入会金及び年会費

（３）寄附金品

（４）資産から生ずる収入

（５）事業に伴う収入

（６）その他の収入

（資産の区分）

第41条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び、その他の事業に関する資産の２種とする。

（資産の管理）
第42条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。
（会計の原則）
第43条　この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。
（会計の区分）
第44条　この法人の会計は、次のとおり区分する。
（１）特定非営利活動に係る事業会計
（２）その他の事業会計
（事業年度）
第45条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。
（事業計画及び収支予算）
第46条　この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経て定める。
２　当該事業年度中の事業計画及び収支予算の変更は、理事会の議決による。
（暫定予算）
第47条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
（事業報告及び決算）
第48条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、理事会の議決及び監事の監査を経た上で、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。
２　決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
（長期借入金）
第49条　この法人が資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において３分の２以上の議決を得なければならない。

第７章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第50条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の過半数の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第51条　この法人は、特定非営利活動促進法第31条第１項第３号から第７号の規定によるほか、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経て解散する。

２　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能により解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

３　この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

（残余財産の帰属）

第52条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第３項の規定に従い、総会において出席した会員の半数以上の議決を経て選定する。

（合併）

第53条　この法人は、総会において会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得て、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

第８章　書類の備置き及び閲覧

（書類の備置き）

第54条　この法人は、毎事業年度初めの３ヶ月以内に、前事業年度における次の書類を作成し、これらを、その翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

（１）前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び収支計算書

（２）役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）

（３）社員のうち１０人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面

（閲覧）

第55条　会員等及び利害関係人から前条の書類及び定款若しくはその認証若しくは登記に関する書類の写しの閲覧請求があったときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第９章　事務局・委員会

（事務局の設置）

第56条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第57条　事務局長及び職員の任免は、理事会の議決を経て、理事長が行う。

（組織及び運営）

第58条　事務局の組織及び運営に関しての必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

（委員会の設置）

第59条　この法人は、特定の事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て、その事業に関する委員会を設けることができる。

２　委員会は、その定められた事業について、理事会の議決に基づき、調査・研究し、又は事業を遂行する。

３　委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第10章　補　則

（公告）

第60条　この法人の公告は、法人の掲示板に掲示するとともに官報に掲載して行う。

（委任）

第61条　この定款の実施について必要な規則は、総会の議決を経て、理事長がこれを定める。

【附　則】

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、第14条の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成２１年３月３１日までとする。

理 事 長	福田　正明
副理事長	瀬戸　武司
専務理事	林　　幹夫
理　事	平井美和子
同	有光　礼子
同	福田　玲子
同	安食　陽二
同	北脇　　毅
同	川島　　昇
同	佐藤　尚士
同	松近　保司
同	福島　邦雄
同	坂越　浩一
監　事	長尾　宏一
同	柏木　直子

3　この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から平成２０年３月３１日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5　この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（1）正会員

個人会員	入会金：無料	年会費：　３，０００円
団体会員	入会金：無料	年会費：　５，０００円
法人会員	入会金：無料	年会費：２０，０００円

（2）賛助会員

個人会員	入会金：無料	年会費：　３，０００円（1口）
団体・法人会員	入会金：無料	年会費：１０，０００円（1口）

以上２００７年5月１２日
２００８年5月１８日（一部改正）
２００９年5月１７日（一部改正）